

## 別府市役所庁舎中庭（市民ひろば）の利用要領

別府市役所庁舎中庭（市民ひろば）は、市民及び市役所来庁者の憩いと交流を促進するとともに、別府公園等との一体化計画として整備されました。

市民ひろばの使用については、地方自治法第238の4第7項の規定に基づく許可に関し、別府市公有財産規則及び行政財産の目的外使用許可事務取扱要領などに定めるもののほか、別府市の主催又は共催事業としての賑わいの創出、魅力的な空間づくりのためなど、広場が整備された趣旨及び本利用要領の内容をご理解いただきますようお願いいたします。

### 1 利用場所

別府市上野口町1番15号  
別府市役所富士見通側中庭の一部

### 2 利用できる日

発表会及びイベント等：原則、毎日利用可能  
飲食物及び物品の販売：市役所開庁日

### 3 利用できる時間

発表会及びイベント等： 8時30分～21時  
飲食物及び物品の販売：10時30分～14時

### 4 利用料金

原則免除（別府市行政財産使用料減免規則第2条第1項第4号）

### 5 貸出備品等について

電源（コンセント3箇所）、水道、音響設備、長机（10台）が利用可能です。利用方法等は職員にご確認ください。

（行政財産の目的外使用許可事務取扱要領第7条第4項第2号）

### 6 ひろばの使用に関する条件

#### I 音楽を用いるイベント

- ・事前に相談してください。
- ・市役所庁舎内の業務に支障をきたす場合や、市民や近隣住民からの苦情が寄せられた場合は、直ちに使用を停止するとともに、職員の指示に従ってください。

#### II 調理行為（飲食物販売を含む）

- ・内容について必ず大分県東部保健所（電話：0977-67-2511）に事前相談し、「食品衛

生法に基づく営業許可」等必要な許可を取得するとともに「生産物賠償責任保険」等に加入してください。

- ・市民ひろばでの飲食が予想される場合、ごみ箱を設置してください。
- ・個体燃料・気体燃料を使用する場合、消火器を持参してください。

## 7 禁止事項

- ・入場料等を徴収するイベント
- ・発電機の使用
- ・政治活動、宗教活動、思想活動、その他これに類する行為
- ・庁舎管理上、支障をきたす恐れがあるもの
- ・暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずるものまたはその構成員による使用

## 8 搬入搬出について

市民ひろば内を車で移動する際は、一般利用者を優先し事故などに注意してください。

## 9 原状回復について

- ・使用後は原状回復（ゴミの持ち帰り、清掃、備品の返却等）をしてください。
- ・市役所設備を破損した場合、速やかに報告してください。（修繕代金を請求する場合があります。）

## 10 申込手続き

- ・出店（演）申込書（庁舎中庭（市民ひろば）使用申込書）を郵送、持参、電子メールのいずれかで提出してください。（許可の可否はメールにて連絡します。）
- ・飲食物を販売する場合は、「食品衛生法に基づく営業許可証」及び「生産物賠償責任保険」の写しを提出してください。

## 11 更新手続き

- ・使用については、毎年度末にて自動更新となります。ただし3月1日において半年間遡って使用実績（3月予約分含む。）の無い場合は自動更新とはなりませんので、再度申込手続きが必要となります。また年度途中にて「食品衛生法に基づく営業許可証」及び「生産物賠償責任保険」の期限や内容等に変更があった場合は、その都度提出をしてください。

## 12 お問い合わせ

〒874-8511 別府市上野口町1番15号

別府市役所 総務課管財係

Tel: 0977-21-1118

Mail: zai@city.beppu.lg.jp